

# 清水町住民協議会設置要綱

令和元年6月5日制定

令和元年8月1日改正

## (設置)

第1条 本町における住民参画と協働によるまちづくりの推進のため、町民が日常生活で感じる身近な課題を基に「自分でできること」、「地域でできること」、「行政でできること」を協議する場として、清水町住民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、審議を行うものとする。

- (1) 町が付議した町の課題に関すること。
- (2) その他町長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 協議会は、委員60人程度をもって組織する。

- 2 委員は、本町の住民基本台帳に記録されている者から無作為抽出の方法により選出し、町長が委嘱する。
- 3 委員は、第2条に規定する事項について、審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (事務局)

第4条 協議会に事務局を設け、事務局長は企画課長、事務局次長は企画課長補佐、事務局員は企画課政策企画係をもって充てるものとする。

- 2 事務局は、全体の進行管理を行うとともに協議の結果を記録する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は町長が招集し、議事は事務局が進行する。

- 2 協議会の進行に際して、各専門的知見を有する者の意見を聴取することが必要と認める場合、協議会に委員以外の者の出席を要請することができる。

## (分科会)

第6条 事務局は、必要に応じて協議会を分割し、分科会を設置することができる。

- 2 分科会の事務は事務局が掌理する。

## 附 則

この要綱は、令和元年6月5日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。